

(別記様式第 1 号)

計画作成年度 (計画変更年度)	令和 4 年度 (令和 6 年度)
計 画 主 体	山 口 県 周 南 市

周南市鳥獣被害防止計画 (変更)

<連絡先>

担 当 部 署 名	周南市産業振興部農業振興課
所 在 地	周南市岐山通 1-1
電 話 番 号	0834-22-8151
F A X 番 号	0834-22-8375
メールアドレス	noshin@city.syuunann.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、カラス、ノウサギ、カワウ、タヌキ、ツキノワグマ、アナグマ、ニホンジカ、アライグマ、イタチ、テン、シベリアイタチ、ヌートリア
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	周南市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積（被害量）	被害金額
イノシシ	水稻、イモ類、野菜 タケノコほか	11.17ha (82,511kg)	13,127千円
ニホンザル	野菜、果樹、マメ類 生シイタケ	1.69ha (28,030kg)	5,729千円
カラス	果樹（ブドウ、ナシ）	0.29ha (1,920kg)	2,667千円
ノウサギ	イモ類（じゃがいも）	目撃報告	
タヌキ	イモ類、果樹	被害報告	
ツキノワグマ	果樹	0.28ha (2,248kg)	741千円
カワウ	魚類（アユ）	被害報告多発	
アナグマ	—	被害報告	
ニホンジカ	果樹（ブドウ、ナシ）	0.02ha (163kg)	93千円
アライグマ	—	目撃報告	
イタチ	—	被害報告	
テン	—	被害報告	
シベリアイタチ	—	被害報告	
ヌートリア	水稻、畑作物	被害報告	

(2) 被害の傾向

○イノシシ

被害は、年間を通して発生する傾向にある。3月から5月にかけて林産物被害、及び畦畔掘り起こしによる水田被害、8月から10月にかけて水稻、イモ類、マメ類、野菜、果樹被害が発生している。特に8月以降は、水稻、野菜、果樹等の成熟、収穫期が重なるため被害が多くなっている。被害区域は、中山間地域のみならず臨海地域を含む市全域に及んでいる。

○ニホンザル

被害は、年間を通して発生しているが、夏から秋にかけて野菜、果樹被害が多くなっており、中山間地域において被害が多発している。住宅地付近においても出没しており、生活環境の悪化を招いている。

○カラス

被害は、年間を通して発生しているが、特に、夏から秋にかけて果樹被害が多く発生している。被害区域は、市全域に及んでいる。

○ノウサギ

被害は、年間を通して発生しているが、特に、春から秋に畑作物被害が発生している。また、被害区域は、中山間地域を中心に広がる傾向にある。

○カワウ

近年、カワウの目撃情報が増加し、それに伴い漁業被害が増加している。特に、北部の錦川上流域においてアユの稚魚放流後の被害がある。

○タヌキ、アナグマ

被害は、小規模であるが報告されている。春から秋に畑作物被害が発生している。

○ツキノワグマ

主に栗や柿への食害や枝折りが夏から秋にかけて中山間地域を中心に発生している。

○ニホンジカ

夏から秋にかけてブドウ、ナシの果実の食害、年間を通して樹皮の食害が発生している。

○アライグマ

中山間地域における目撃が報告されている。具体的な被害報告はされていないが、果樹被害等の発生が予想される。

○イタチ、シベリアイタチ、テン

住宅の天井裏等に侵入し、排泄物等による悪臭を発生、または、激しい物音をたてる等の生活環境被害が発生している。

○ヌートリア

目撃は、年間を通して発生する傾向がある。被害は春から秋にかけて、水稻、畑作物被害報告が発生している。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (令和3年度)	目標値		
			(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)
イノシシ	被害面積	11.17ha	8.94ha	8.05ha	7.25ha
	被害金額	13,127 千円	10,502 千円	9,452 千円	8,507 千円
サル	被害面積	1.69ha	1.35ha	1.22ha	1.10ha
	被害金額	5,729 千円	4,583 千円	4,125 千円	3,713 千円
カラス	被害面積	0.29ha	0.23ha	0.21ha	0.19ha
	被害金額	2,667 千円	2,136 千円	1,921 千円	1,729 千円
ノウサギ	被害面積 被害金額	被害報告 出没情報	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少
タヌキ	被害面積 被害金額	被害報告 出没情報	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少
ツキノワ グマ	被害面積	0.28ha	0.22ha	0.20ha	0.18ha
	被害金額	741 千円	593 千円	534 千円	481 千円
ニホンジカ	被害面積	0.02ha	0.02ha	0.02ha	0.01ha
	被害金額	93 千円	74 千円	67 千円	60 千円
カワウ	被害報告 目撃報告	被害報告 出没情報	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少
アナグマ	目撃報告 被害報告	被害報告 出没情報	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少
アライグマ	目撃報告 被害報告	被害報告 出没情報	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少
イタチ	目撃報告 被害報告	被害報告 出没情報	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少
テン	目撃報告 被害報告	被害報告 出没情報	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少
シベリアイ タチ	目撃報告 被害報告	被害報告 出没情報	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少
ヌートリア	目撃報告 被害報告	被害報告 出没情報	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	周南市、山口県周南市徳山猟友会、山口県周南市熊毛猟友会、山口県周南市鹿野猟友会及び山口県周南農林水産事務所等関係機関で構成された周南市有害鳥獣捕獲対策協議会のもと、捕獲計画の樹立により捕獲体制が確立され、捕獲が行われてきた。 狩猟免許新規取得者について県等の補助を活用し、新規捕獲隊員が増加するよう取り組んだ。 捕獲機材(箱わな)の導入を行い、捕獲を行った。	狩猟者(免許保持者)の減少、高齢化による捕獲活動の停滞が懸念されることから、捕獲隊員の確保、育成については、関係機関と連携して取り組む必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	周南市では、鳥獣被害防止施設等整備事業により、電気柵等の防護柵設置に対し補助を行ってきた。	防護柵の設置普及に力を入れるとともに、緩衝帯の整備等広域的な対策について周知、啓発が必要。
生息環境管理その他の取組	集落向けの学習会を通して鳥獣の習性、被害防止技術等の知識を普及 広報誌のパンフレットを活用し、クマ、イノシシの生態や誘引しないための方策、遭遇した時の対処法等を周知 放任果樹の伐採の推進	集落の合意形成による被害防止対策への理解 出没抑制効果を高めるため、誘引物となる放任果樹、収穫残渣の除去等の周知 集落内での高齢化による、放任果樹の伐採などへの対策の担い手確保

(5) 今後の取組方針

侵入防止柵設置による被害防除、緩衝帯整備や放任果樹除去による生息地管理、猟友会等の捕獲によって総合的に被害防止対策を推進するとともに、個人から地域、集落を主体とした広域的な被害防止策の啓発、周知に努め、自己防衛による対策へ移行し、鳥獣害に強い地域づくりを行っていく。

今後の計画

- ①有害捕獲における捕獲機材の導入整備、集中的な捕獲活動の実施
- ②狩猟免許の取得促進
- ③侵入防止柵の普及推進・機能向上
- ④地域・集落を主体とした広域的な被害防止策の啓発普及(研修会、緩衝帯整備等)

⑤食肉加工施設等についての調査研究

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

周南市有害鳥獣捕獲対策協議会が捕獲隊を編成し、被害防止計画に基づく捕獲又は被害農業者等からの依頼により捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5 年度	イノシシ、ニホンザル、カラス、ノウサギ、カワウ、タヌキ、アナグマ、ニホンジカ、アライグマ、イタチ、テン、シベリアイタチ、ヌートリア	周南市有害鳥獣捕獲対策協議会と連携して、捕獲機材(箱わな等)の導入整備を進めるとともに、山口県猟友会と連携して狩猟免許の取得促進を図る。また、捕獲隊による集中的な捕獲活動を推進する。
6 年度	イノシシ、ニホンザル、カラス、ノウサギ、カワウ、タヌキ、アナグマ、ニホンジカ、アライグマ、イタチ、テン、シベリアイタチ、ヌートリア	周南市有害鳥獣捕獲対策協議会と連携して、捕獲機材(箱わな等)の導入整備を進めるとともに、山口県猟友会と連携して狩猟免許の取得促進を図る。また、捕獲隊による集中的な捕獲活動を推進する。
7 年度	イノシシ、ニホンザル、カラス、ノウサギ、カワウ、タヌキ、アナグマ、ニホンジカ、アライグマ、イタチ、テン、シベリアイタチ、ヌートリア、ツキノワグマ	周南市有害鳥獣捕獲対策協議会と連携して、捕獲機材(箱わな等)の導入整備を進めるとともに、山口県猟友会と連携して狩猟免許の取得促進を図る。また、捕獲隊による集中的な捕獲活動を推進する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○イノシシ 捕獲実績は、令和元年度 515 頭、令和 2 年度 796 頭、令和 3 年度 692 頭と推移している。農作物の被害金額は減少傾向にあるが、令和 5 年度以降も捕獲を推進することとし、捕獲計画数を 1,000 頭とする。 ○ニホンザル 捕獲実績は、令和元年度 27 頭、令和 2 年度 19 頭、令和 3 年度 12 頭と推移しているが、依然出没情報が多数あることから、令和 5 年度以降も積極的に捕獲を行うこととし、捕獲計画数を 100 頭とする。 ○カラス 捕獲実績も少なく令和元年度 18 羽、令和 2 年度 6 羽、令和 3 年度 1 羽と推移している。農作物被害は減少傾向にあるが、特に、果樹被害が深刻化している。令和 5 年度以降も引続き捕獲を推進することとし、捕獲計画数を 200 羽とする。

○ノウサギ

捕獲はなく、今後の被害増加は推測できないが、令和 5 年度以降も捕獲を推進することとし、捕獲計画数を 30 羽とする。

○カワウ

漁業被害は、北部の錦川上流域においてアユの稚魚放流後の被害が増加している。よって、引き続き捕獲を積極的に進めることとし、捕獲計画数を 300 羽とする。

○タヌキ

被害の規模は小さいが畑作物被害が発生しているため、今後も捕獲を積極的に進めることとし、捕獲計画数を 40 頭とする。

○アナグマ

農作物被害の規模は小さいが被害報告が寄せられ、捕獲の要望があることから、引き続き捕獲を積極的に進めることとし、捕獲計画数を 40 頭とする。

○ニホンジカ

捕獲実績は、令和元年度 1 頭、令和 2 年度 4 頭、令和 3 年度 2 頭と推移している。被害報告もあり、早期の対策が必要であることから、捕獲を推進することとし、捕獲計画数を 20 頭とする。

○アライグマ

捕獲実績はないが、今後、農林産物被害及び生活環境への被害が懸念されるため、対策が必要であることから、捕獲を推進することとし、捕獲計画数を 5 頭とする。

○イタチ、テン、シベリアイタチ

生活環境被害の相談が増加しており、今後の被害拡大が懸念されるため、早期の対策が必要であることから、捕獲を推進していくこととし、捕獲計画数を 30 頭とする。

○ヌートリア

農作物被害の規模は小さいが被害報告が寄せられ、また、出没情報も多数寄せられており、今後の被害の拡大が推測される。よって早期の対策が必要であることから、捕獲を推進し、捕獲計画数を 50 頭とする。

○ツキノワグマ

山口県が捕獲許可権者であるため、市独自の捕獲計画数は設定せず、県の「第二種特定鳥獣(ツキノワグマ)管理計画」等に基づき、被害状況に応じて山口県等と協議し、適切に捕獲を申請する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度(頭、羽)	6年度(頭、羽)	7年度(頭、羽)
イノシシ	1,000	1,000	1,000
ニホンザル	100	100	100
カラス	200	200	200
ノウサギ	30	30	30
カワウ	300	300	300

タヌキ	40	40	40
アナグマ	40	40	40
ニホンジカ	20	20	20
アライグマ	5	5	5
イタチ	30	30	30
テン	30	30	30
シベリアイタチ	30	30	30
ヌートリア	50	50	50
ツキノワグマ	県が捕獲許可権者であるため、市独自の捕獲計画数は設定せず、県の「第二種特定鳥獣(ツキノワグマ)管理計画」等に基づき、適切に捕獲を申請する。		

捕獲等の取組内容
狩猟期間を除き(ただし鳥獣保護区等については、狩猟期間を含む)、銃器・わなを用いて有害鳥獣の捕獲を実施する。対象区域は市内全域とし、区域は周南市有害鳥獣捕獲対策協議会捕獲隊の編成単位で分けるものとする。 ニホンザルについては、別に定める区域において通年で捕獲を実施する。 ツキノワグマについては、被害状況等を勘案して、捕獲の必要性が生じた場合に、山口県と協議の上、適切に捕獲を申請する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類	整備内容		
		5年度	6年度	7年度
イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ	電気柵	6,000m	6,000m	6,000m
	ワイヤーメッシュ・金網柵	12,000m	12,000m	12,000m
	トタン柵	1,000m	1,000m	1,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	啓発チラシ、パンフレ	啓発チラシ、パンフレ	啓発チラシ、パンフレ

ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ	ツットの配布等により、 地域住民を主体とし た広域的な被害防止 策が行えるような体制 整備を図る。	ツットの配布等により、 地域住民を主体とし た広域的な被害防止 策が行えるような体制 整備を図る。	ツットの配布等により、地 域住民を主体とした広 域的な被害防止策が 行えるような体制整備 を図る。
--------------------------	---	---	---

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

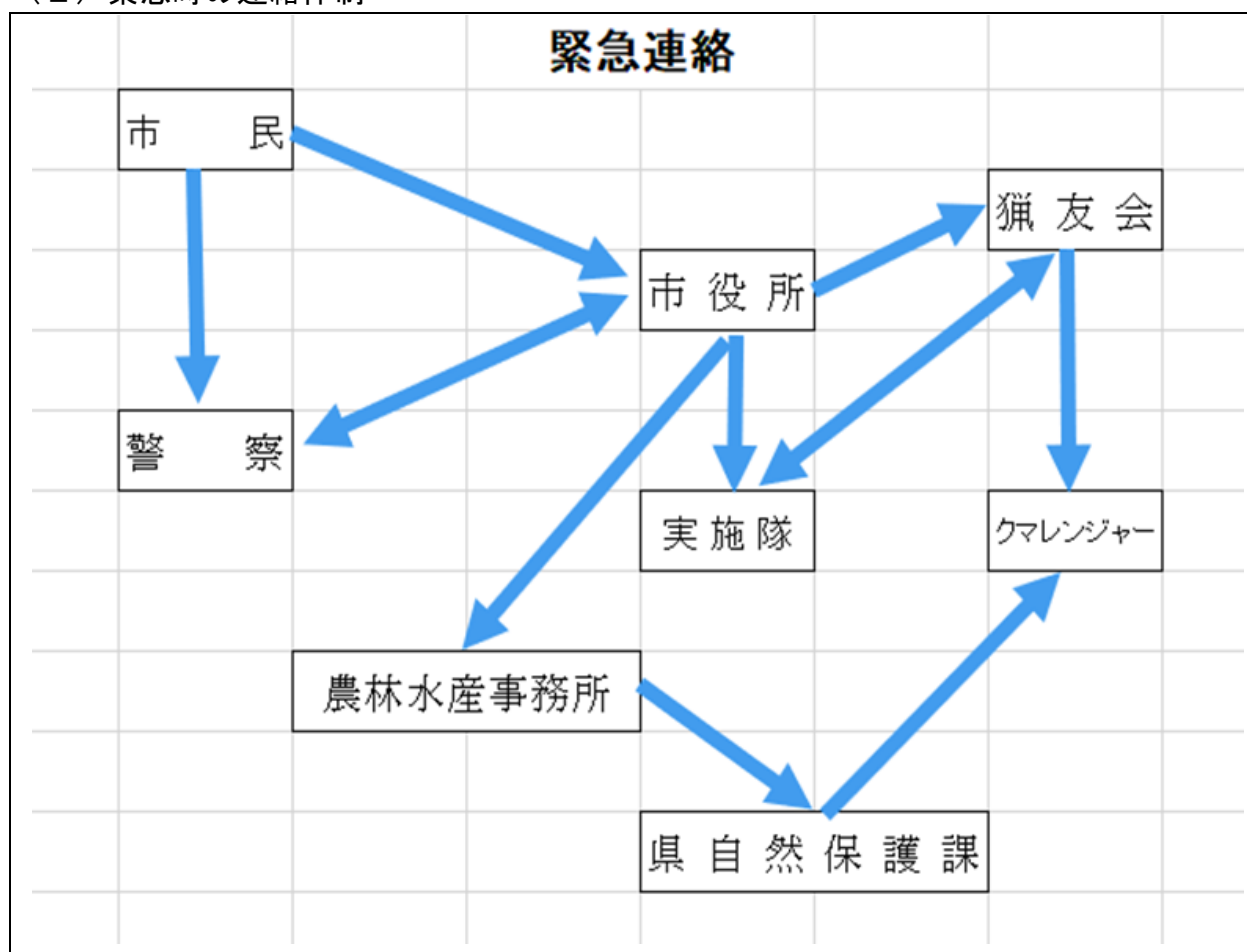
年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ	集落等にある不要となった果樹（カキ、クリ等）の 除去啓発
6年度	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ	集落等にある不要となった果樹（カキ、クリ等）の 除去啓発
7年度	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ	集落等にある不要となった果樹（カキ、クリ等）の 除去啓発

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（1）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
山口県周南農林水産事務所	被害防止に係る情報提供、指導
周南警察署	警戒体制に係る指揮
周南市（鳥獣被害対策実施隊）	被害防止策の周知、現場調査
周南市有害鳥獣捕獲対策協議会	現場調査、鳥獣の捕獲等

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有害捕獲した鳥獣の処置については、埋設処分又は焼却処分することとする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	活用方法の検討
ペットフード	活用方法の検討
皮革	活用方法の検討
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での屠体給餌、学術研究等)	学術研究への提供

(2) 処理加工施設の実施

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	周南市有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
周南市農業振興課 熊毛・鹿野総合支所 各産業振興担当課	協議会事務局の担当、協議会に関する連絡及び調整 有害鳥獣関連情報の提供、被害防止情報及び技術の普及、住民への普及啓発
山口県周南農林水産事務所	有害鳥獣関連情報、捕獲、被害防止情報及び技術の提供
山口県周南警察署 山口県光警察署	有害鳥獣関連情報の提供 住民の安全確保
山口県猟友会(周南市徳山猟友会、周南市熊毛猟友会、周南市鹿野猟友会)	有害鳥獣関連情報及び有害鳥獣捕獲の実施 新規狩猟者の育成
山口県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供及び鳥獣の保護
山口県農業協同組合	有害鳥獣関連情報、被害防止情報及び技術の提供
山口県東部森林組合	有害鳥獣関連情報、被害防止情報及び技術の提供
山口県農業共済組合	有害鳥獣関連情報の提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山口県自然保護課	有害鳥獣関連情報の提供、捕獲の助言
山口県農林総合技術センター	有害鳥獣関連情報、被害防止技術、捕獲技術の提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年5月7日設置 市職員18名(令和4年度現在)で鳥獣被害対策実施隊を組織し各種鳥獣被害対策に取り組んでいる。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

その他鳥獣の被害が発生した場合、県や関係機関と協議し計画の見直しを行い、効果的な被害防止を図る。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

県や関係機関と連携し、被害及び生息状況等の把握を行う。また、先進的な取り組みについて情報収集を行い、被害防止に有効な手法を集落等に情報提供する。
--

